

衛生研究所の業務機能

千葉県衛生研究所は、

- (1) 公衆衛生行政に係る科学的かつ技術的な試験検査
- (2) 公衆衛生の向上を図るための調査研究
- (3) 保健衛生を指導する保健所等の検査担当職員等に対する研修
- (4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供
- (5) 健康危機管理
等を主要業務とする機関である。

(1) 試験検査

行政検査として、

- ①感染症・食中毒などの病原細菌及び各種食品に発生する有害な真菌（かび毒）の試験検査
- ②ウイルスの試験検査
- ③衛生動物の同定検査及び殺虫剤の効力試験
- ④医薬品・化粧品・医療用具の成分分析及び規格検査
- ⑤加工食品中のアレルギー物質、遺伝子組換え食品及び農畜水産物中の残留農薬・動物用医薬品等の試験検査
- ⑥水道水及び飲料水の水質検査
- ⑦温泉分析
- ⑧強壮効果や痩身効果を標榜している所謂健康食品等に含まれる無承認無許可医薬品や違法ドラッグの試験検査
等の試験検査を実施している。

(2) 調査研究

公衆衛生の一翼を担うため、

- ①病原細菌及び真菌（かび毒）に関する調査研究
- ②ウイルス性疾患及びリケッチアによる感染症の調査研究

- ③感染症を媒介する動物及び昆虫等の生態とウイルス保有調査研究（ウエストナイル熱ウイルス媒介動物としての蚊など）
- ④医薬品の分析方法の開発研究
- ⑤食品中の化学物質に関する分析方法の開発研究
- ⑥水道水及び飲料水の水質検査に係る検査法の改良研究
- ⑦温泉成分と効能に関する調査研究
- ⑧生活習慣病予防対策に資する疫学調査研究

(3) 研修

健康福祉センター（保健所）等、公衆衛生検査業務や疫学調査担当職員に対する専門分野別の研修を行うとともに、保健所等試験検査機関の検査精度の安定化とその向上を目的として食品検査、水質検査の精度管理研修を実施している。

(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供

公衆衛生に関する情報の収集、解析、提供とともに、「感染症情報センター」を設置し、国内外の感染症に関する情報を提供している。

また、衛生研究所ホームページを平成15年10月に開設し、試験検査、調査研究等の業務を公開している。

また、県民・中学生・高校生等を対象とした施設見学、体験学習、公開講座等の開催により、公衆衛生の普及・啓発に努めている。

(5) 健康危機管理

地域における科学的・技術的中核として、検査技術の向上、検査体制の充実強化、情報提供体制の整備等により健康危機発生時等の原因究明・疫学情報の提供により、地域での健康被害の予防及び拡大防止に取り組んでいる。

